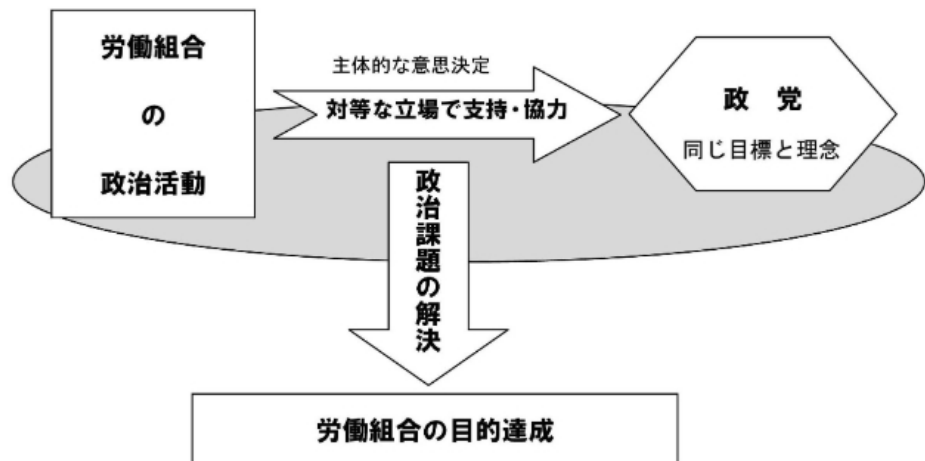


[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [選挙活動](#) | [政治活動 8](#) 労働組合の政治活動と政党支持
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

政治活動 8 労働組合の政治活動と政党支持



私たちは、政治課題の実現に向けて主体的に取り組むとともに、理念や政策を同じくする政党や政治家と支持・協力関係を持ち、連携をはかっていきます。

私たちが政治活動に取り組むのは、労働組合の目的を達成するためであり、その基本姿勢は、労働組合の自主判断に基づいて主体的に行動することです。

政治活動での政党支持については、お互いの「自主性の尊重」と「目標・政治理念の一致」が必要です。労働組合の大会で決定された方針を実現するためには、数多くの政治課題がありますので、その課題に対して同じ目標と理念を持っている政治勢力・政党および個人と対等の立場で支持・協力していきます。また、個人の「政治信条の自由」や「政治活動の自由」は、日本国憲法にも保障されている国民の権利です。同じように、労働組合や各種団体が、民主的にその組織の定める手続きのもとに、その組織の意思として「特定政党の支持」や「特定候補者の推薦」を決定することも、憲法で保障されています。

つまり、労働組合として、特定政党を支持する自由、支持しない自由、ノーコメントの自由があるわけです。労働組合も個人と同じような人格を持っている、ということです。

このことは、昭和43年の最高裁大法廷の判決でも合法性を認めており、憲法に抵触することではありません。

※三井美明労組事件：憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合はその目的を達成するために必要であり、かつ合理的な範囲においてその組合員に対する統制権を有するものである。現実の政治・社会機構のもとにおいて、労働者がその経済的地位の向上を図るに当たってその目的達成に必要な政治活動や社会活動を行うことを妨げられるものではない。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.